

パレスチナ自治区ガザへの攻撃の早期収束と、人道状況の改善に向けた外交努力を求める決議（案）

パレスチナ自治区ガザのイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘が激化している。被害に遭っている民間人の多くは国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）が運営する学校などに避難していたが、避難先である学校等までもが爆撃されており、この間のガザでの犠牲者は1万人を超え、うち4割は子どもであるとの報道もある。

我が国では今般の事態への対応として、重要な役割を果たしているエジプト及びヨルダンの外務大臣との電話会談し、またG7をはじめ各国、そして国際機関と緊密に意思疎通を図っているところであるが、当該地域では現在も多くの方々が苦しんでいる。

よって本市議会は、日本国政府及び国際社会に対し、国際人道法を含む国際法の重要性に鑑み、引き続き、人質の即時解放・一般市民の安全確保、事態の早期収束など、軍事行動による民間人の被害を防ぐための人道的な観点に基づく停戦を含む実施可能なあらゆる手段を積極的に採用する外交努力を強く求めるものである。

以上、決議する。